

学資の貸与及び支給に関する事務における特定個人情報保護評価（令和3年度）へのご意見募集
ご意見及びそれに対する考え方

ご意見	考え方	ご意見を踏まえた 評価書案の修正の有無
<p>独立行政法人日本学生支援機構（以下、機構）が実施する奨学金貸与事業における奨学金貸与契約に関する機構と奨学生の法律関係は私法上の契約（金銭消費貸借契約）であるところ、徴税や社会保障給付のような行政処分といった公権力の行使のために設けられたマイナンバー制度を私法上の契約関係に過ぎない機構の貸与奨学金事業の遂行に用いるのは適切ではないと思料する。</p> <p>実際、銀行等の預金取扱金融機関や貸金業者が締結した金銭消費貸借契約に関する債権の管理・回収には個人番号は利用できない。</p> <p>また、貸与奨学金の原資には国庫金が用いられていることから貸与奨学金債権についてはマイナンバー制度の活用により公平かつ公正に回収する必要があるとの反論も予想されるが同じく国庫金を原資とし融資等の業務を実施している独立行政法人住宅金融支援機構や独立行政法人福祉医療機構等の他の独立行政法人が債権者となる金銭消費貸借契約等の債権管理回収におい</p>	<p>当機構が実施する学資の貸与及び支給に関する事務において個人番号を利用することについては、法律（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号））において定められており、当機構は、番号法別表第一主務省令等各種法令の範囲内で個人番号等を利用できると規定されております。当機構においてはこれらに則り、事業を運営するものです。</p>	<p>無</p>

でもマイナンバーは利用できないことから機構の貸与奨学金事業だけを優遇する必要性・合理性がない。

貸与奨学金の債権の管理回収についてはあくまでも民事訴訟法，民事執行法や民事保全法といった民事裁判手続を経た他の独立行政法人や民間機関と同様の方法の債権管理回収をするべきではないか。

よって，貸与奨学金に関し，個人番号を用いることは，原則行うべきではなく，提出書類の省略等の利点を享受したい貸与奨学金申込者や貸与奨学生からの任意の取得ができた場合に限り，利用をするべきである。また，個人番号が取得できないことで貸与奨学金が利用できない・減額返還や返還猶予が利用できないなどの不利益な取り扱いをするべきはない（貸与奨学金の申込案内や貸与奨学金の減額返還・返還猶予手続の案内にその旨を明示するべきである）。

また，個人番号の利用についての同意を取得していない者について，当該人についての情報につき，地方公共団体情報システム機構からの情報入手もするべきではない。

さらに連帯保証人の情報については，債務者本人ではないことからより個人番号の利用および地方公共団体情報システム機構からの情報入手するべき対象の者ではないと思料する。